

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年12月12日（火）午前10時50分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室
- 3 事 件
議案第106号 三次市遊休財産等利活用促進条例（案）
議案第107号 三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第108号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）
議案第117号 指定管理者の指定について
議案第118号 工事請負契約の一部変更について
- 4 出席委員 横光春市，中原秀樹，竹原孝剛，小田伸次，宍戸 稔，齊木 亨，藤井憲一郎，
徳岡真紀
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務部】 桑田総務部長，瀧熊総務課長，貞宗財産管理課長，中村職員係長，金力主任
【経営企画部】 笹岡経営企画部長，渡部企画調整課長，加藤企画調整係長
【危機管理監】 山田危機管理監，伊藤危機管理課長，林危機管理係長
- 7 議 事

午前10時50分 開会

○横光委員長 それでは、連合審査会に続いて総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。本委員会は成立しております。

委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししております、審査次第の通り変更はございません。総務常任委員会に付託されました6議案のうち、先ほど連合審査会において審査となりました、議案第117号以外の5議案について、それぞれの所管毎に説明を受けた後、質疑を行い、最後に議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは最初に議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

○桑田部長 委員長。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 それではよろしくお願ひいたします。議案第106号の説明に先立ちまして、先ほど連合審査でご質問いただきました数値について、指定管理料の令和5年度と令和6年以降の上限額を比較しますと、据え置きとなった施設が56、マイナスとなった施設が1、プラスとなった施設が55となっております。

それでは、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、本市が所有します財産のうち、遊休化が懸念される財産を取得して事業を行うものに対

し、奨励措置等を講ずること等により、遊休財産の利活用と健全な財政運営の推進を図ろうとするものです。

その主な内容は、遊休化が懸念される普通財産の土地及び建物のうち、売却に係る方法を5年応募がなかったもので、予定価格が2,000万円未満の財産について、産業振興、定住促進、社会福祉の増進、その他地域の活性化等に寄与する事業を実施する個人または法人に対し減額などの奨励措置を行うものです。

奨励措置の内容は、譲渡に対して時価の2分の1を上限とする減額、貸付に対して貸付け価額の2分の1を上限とする減額、非営利事業等に対する無償貸付け、または遊休資産の施設の利活用の調査検討を実施する際に、減額貸付等を可能とするものです。

あわせて、第三者への譲渡等の禁止事項、違反の際の措置についても規定しようとするものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

小田委員。

○小田委員 2点ほどお聞かせ願いたい。奨励措置ですけども、これは例えば、他市がどうなんかわからんですけども、こういうのに比べてどうなのか、三次市のこの措置がね、他市よりも条件的にいいのか、悪いのか、または同じようなものなのかということと、もう一つ(4)番の調査等のための貸付けという、ここところがちょっとよくわからんですけども、調査検討等のため必要と認めるときは、普通財産の無償譲渡または減額貸付けをすることができる。この調査、この辺はどういうふうなときにこれが使えるのか。ちょっと、ちょっと具体的に教えてください。

○横光委員長 貞宗財産管理課長。

○貞宗財産管理課長 他市の状況についてご説明申し上げますと、広島県内におきましては、三原市さんが、こういうような条例を作られて実施をされております。三原市さんの方で申しますと、1割で、評価額の1割で売却をされるというようなケースもあると伺っております。

○横光委員長 もう1点の(4)の調査のための貸付。

桑田部長。

○桑田部長 先ほどの他市の状況を少し補足させていただきますと、三原市は1割で、減額して売ることでもできますけれども、全国的にいくつかの自治体が1割、9割減額というのを入れておりますが、条件がついておまして、雇用促進、従業員数が増えるといったような条件がついておりますので、少々ハードルが高こうございます。

そういったところも考えまして本市は、もう少し条件を緩和する中で2分の1とさせていただきます。

それから調査等の貸付でございますけれども、その遊休資産を買い取るかどうかの判断をしていただくために、そちらを一旦暫定的に利用していただきまして、例えば仮店舗を設けて集客性でありますとか採算性を確認してもらった上で、今後の購入を検討していただく、そういったような場

合を想定しておるものでございます。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 奨励措置なんだけど、あまりこう魅力を感じてないような感じがするんですよ。やっぱり一般質問等でも言いましたけども、市としては、高くというか、なるべく多くの予算で買い取ってもらったり、利用してもらったらいいんでしょうけども。この三次の地でこういった遊休のところの財産を本当に、これちょっと行ってみようかって企業が思う時に、確かに三原の方は従業員がどうのこうのと、その人数わかりませんが、よそなんかもね、わかりませんが、何人雇うたら幾らとかいうのがやっぱり当然あるんでしょうけども、そういうふうなところからしたときに、そういうのはつけてません。って言っても2分の1、要は2,000万未満2,000万だったら1,000万ということなんだろうけど、そこをもっと、三次の地を利用してもらおうというところに観点を置いた考え方の方がいいんじゃないかなという気は、私はするんですけども。他市と比べて、そんなにいいなどは、思えん状況とは思いますが。今一度、これを決定するときに、これでいいなと思われた状況というか、その考え方が、決定するときに、これでいいなというふうに考えられた、これだったらよそと競争してもうちは勝てると思われたかどうかいうのをもう一度ちょっとをお聞かせください。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 他市と比較した場合でございますけれども、全国幾つかは調べましたけれども、そうたくさんの自治体がこの減額の条例を入れておられるわけではございませんので、他市においては、通常の価格で売っておられることを考えましたら、半額ということがあるだけでも、十分なメリットはあるのではないかとこのように考えておるところでございます。

また、一方では低額で購入いただいているケースもございますので、そちらとの公平性の観点もございまして、2分の1というところだけでも入れていない自治体はたくさんありますので、有利ではないかと考えて、今回、5割にしたものでございます。

また今後の状況、変化と見まして、また必要があれば、改正のお願いをするときはあるかもしれませんが、まずはこの5割というところで、一生懸命売却に向けて取り組んで参りたいと考えております。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

藤井議員。

○藤井委員 積極的に行財政改革をしていこうというふうな取り方をさせていただきとる中で、物件を、どのように周知したり、とにかくアナウンスの方法というのはどういうふうにされていくのか。お伺いいたします。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 周知の方法についてはですね、ホームページであったり、SNSなどを活用して周知をしていきたいと思っております。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 空き家バンクのポータルサイトがありますよね。そんな感じでね、それに紐づけるで

あるとか、そういうやり方をやっていただけないかなというふうに思ったりもするんですが、じゃないとホームページで探そうにも、結構掘り下げるのに、いろんな文言入れないと、遊休物件とか市有物件とか入れていかないと、なかなかヒットしてこないんで、そういったお考えがあれば、お考えがないかをお伺いさせていただきます。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 市のホームページから、なかなか市有財産の購買情報にたどり着けないというご質問だったと思いますが、これについては、市のホームページの改善を図っていくように考えております。

○横光委員長 他にございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 ちょっと1点わからないので教えていただけたらと思うんですけども、対象事業の例の中に、これは太陽光発電のパネルなどの設置っていうものも含まれているのかどうか、教えていただけたらと思います。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 太陽光発電については、景観等の観点からこの対象事業からは除いているところがございます。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 この12月定例会の一般質問でも太陽光に関して、様々ないろいろな議員から提案があったように、やはりちょっと慎重になるべきところは慎重になるべきだと思いましたので、それを伺ってちょっと安心しました。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

齊木委員。

○齊木委員 えーとですね、道路を走りながらちょっと見るときに、荒れた土地があったりするんですよ。この荒れた土地については、今回の遊休化が懸念される土地でなくてももうすでに遊休化、そして、草がぼうぼうの土地がありますけど、そういう土地の公表いうか、そういうものは、全部はできてないですよ。市の土地のどうですか。売れるであろうという土地のリストアップです。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 三次市の所有の土地について、荒廃化が進んでいるところすべてについてですね、現在公開しているわけではございませんで、何らかのこの土地はどうなってるんだろうかというようにですね。購入希望者だとか、或いはちょっと興味がある方がですね市の方に問い合わせをさせていただいて、その問い合わせに対して、三次市の方が測量実施をしたりして、この土地だったら売っていこうという判断をして、現在公開をしているという状況でございます。ですから、おっしゃられたようにすべての土地について、現在公開とか把握しているということですね、ちょっと今のところはございません。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 だから、その気になる土地については一旦、どの持ち主がどなたかということだけは、

本来、市のはずなただけで、市でない人がおるから、その荒廃した土地についてのあれは、あくまでも市に聞かないとわからない。個人で調べようと思ったら、法務局かなんかで調べてこないかん。

○横光委員長 齊木委員、それは一応市の土地ということがはっきりした土地で、市が一応購買して、1年経って、その上で売れないから言う条件から販売すべきですから、不明な土地が云々いうのは、ちょっとこの該当にその質問ではちょっと。この条例に対しては該当しない。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 今まで公募してから、土地、それから建物の関係、普通財産の関係で、売却がなかなか進まないということから、この条例を作って処分を促進するというで、出された条例というふうに理解するんですけども、特に土地の場合ですよね、普通財産ということなんで、これは行政財産とは違うということから言えばですね、簿価との関係ですね、行政財産の場合は、簿価が、塩漬けの土地が処分できんというようなところとの関係で、行政財産を普通財産に落として、この条例の適用にするというようなところの考えもあるということなんでしょうか。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 簿価との関係でございますが、現在、市が土地を購入して塩漬けになっているということを、普通財産に落として売却していくのかということですが、そういうところについてはですね、目的があって購入している土地ですので、その目的を達成するためには、まだ残しておく。今後の利用を見込んで売却にはまだ至らないというように考えております。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 しかしながら、塩漬けという言葉が示してるように、目的で購入したんだけどなかなかその目的での利用がされないという状況の土地というのは、何年ぐらい塩漬けになってるのが一番最高なんですか。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 今現在、何年ぐらいという具体なところはですね、把握はできておりませんが、古い私の知る限り、古い土地で申しますと、東酒屋の保育所の向かいの土地でございましたり、そういうようなところが、古い土地だというふうに認識をしております。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 こころ辺もですね、やっぱり考えていかにやいけん部分かなというふうに思うんですよ。このこういう条例ができることに合わせてですね。

ですから、当初の購入した時の目的がどういうふうに変更にするのなら変更でもいいでしょうけれども、あくまでも行政財産としての価値がどうなのかというところの検討というのはされているんですか。

この条例を設定するに当たってちょっとこころ辺の状況を聞かせていただければというふうに思ったのはいい。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 行政財産としてのこれからの利活についてでございますが、現在はそういう利用があるということで、購入をさせていただいております、今後、そういうことも含めて、検討して参りたいと思います。

○横光委員長 よろしいですか。はい。他にございませんか。

他に質疑はないようでございますので、以上で議案第106号に係る質疑を終了いたします。

それでは続いて、議案第107号三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

桑田総務部長

○桑田部長 それでは、議案第107号、三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容は、条例内で引用しております、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の第1条第3号が、第1条第4号に改正されたため、条例も同様に整理をしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 はい。ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

宍戸委員。

○宍戸委員 特定公共賃貸住宅ということで、ある一定の所得を得られるところに対して家賃、率は違いますけども、年々その補助していく。最初は補助率が高いんでしょうけども、20年ですかね。例えば、普通の家賃をいただくということで、初期の軽減に繋がるということでの、住宅の貸付なんですけども。今の状況ですよね。入居状況といいますか。こういう有利なところなんで、もう20年経ったら出てくよというようなところでの状況があるのか、満杯の状況なんかどうなんかないところをまずお聞かせ願いたいと思います。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 この特定公共賃貸住宅と申しますのは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者に対して優良な住宅に居住していただくため、整備した住宅でございます。ただいま入居率はどうかというご質問いただきましたが、三次市には8団地、68戸ございます。入居率は現在75%の状況でございます。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから普通の家賃を払わにゃいけんから、高くなったから、出てくよという状況なのか。そういう状況が、満杯にならん状況がずっと今後とも続くというふうな見通しなんかどうかというところをお聞かせください。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 この特定公共賃貸住宅への入居の要件につきましては、政令月収が15万8,000円を超え、48万7,000円以下の世帯が対象となっております。例を申しますと、2人世帯だと年収ベースで351万2,000円以上の世帯。4人世帯だと年収ベースで447万2,000円以上の世帯が対象でございます。割と特定公共賃貸住宅にはですね、長く住んでいらっしゃる方がたくさんおられて入居率も良いという状況でございます。ですから、住み続けられる方の方が、長くいらっしゃるという、多くいらっしゃるという状況です。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 75%ですから25%が空いているということですよ。今現在ね。ですからもう年数が過ぎたから、家賃、メリットがなくなったと。補助がなくなったんで、いうことで出て行かれるということなんでしょうかという。

ですから、利用があるんだったら100%でも、こういう有利なね、300万以上ということになれば、条件的にはいい住宅だろうと思うんですけども。そこら辺の25%入ってない状況というのは、市の方ではどういうふうにとめられてるんですかね。

○横光委員長 桑田部長。

○桑田部長 まず20年経って出られる方のところにつきましては、20年経ってもですね、出られる方はおられずに基本的に先ほどの年収の基準を超えて出られるというケースはあるんですけども、それで出られておる状況ではございません。

それから、残りの25%でございますが現在、随時募集で3戸は募集を出しておりますけれども、今、申し込みがない状況でございます。

そういったこともありまして、その3戸入れまして14戸ありますけれども空きが。募集するには修繕も必要となって参りますので、この募集の応募状況も見ながら、全体の需要を把握していきたいと思いますが、今のところは、空きがありますけれども、入っておられないというような状況でございます。

○横光委員長 よろしいですか。はい。他にございませんか。

竹原委員

○竹原委員 三次市の市営住宅のマスタープランが、どこで消えたかようわからんのだけ。その中の位置付けとすればどういう位置付けをしておるん。この特定公共賃貸住宅は。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 マスタープランはどうなったのかというご質問ですが、三次市住宅マスタープランは、合併前の旧三次市において、平成9年度に作成予定されたものです。計画期間が平成10年度から16年度ということで、現在はこの計画自体は、なくなったという認識しております。で、この特定公共賃貸住宅含めて公営住宅についてはですね、現在は三次市公営住宅等長寿命化計画という中で位置付けをさせていただいております。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 要するに、公共住宅、市営住宅の位置付けとすれば、低家賃で、そこで生活して、新たに住宅を建ててもらおうという基本的なスタンスというのはあったと思うんです。

だけど、今はそれがどうなっているのかよくわからん。そういう状況でないですよ今。基本的には市営住宅家賃高うなったけ。新たに自分が建てたほうが安いかわからんけど。基本的にはスタンスがなくなったということ。公営住宅のマスタープランで、三次市の人口やらその発展のために、低家賃でおってもらって、それで金を貯めて新しく家を建てるといふ。こういうのはなくなったということ。三次市の住宅政策はどっちにいったん。

○横光委員長 貞宗課長。

○貞宗課長 市としての住宅施策の計画でございますが、現在市営住宅の計画はですね、公営住宅の長寿命化計画でお示しをさせていただいております。旧市町村すべての地域を対象として、それぞれの住宅についてですね、今後のあり方を検討した計画でございます。現在人口が減少していく中で、そういう市営住宅への入居される方もですね、徐々に減ってきておられるという状況で、困窮された方も合わせてですね、人口減少に伴って、比例して減ってきておられるという状況でございます。将来を見据えてですね、市営住宅の整備をして参りたいと考えているところでございます。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 南畑時代の市営住宅のところ、空き地としても荒廃しよるよね。土地そのものが。基本的にはあそこへ建て替えて、新しく建てる予定だったけど、それもなくなったけど、なくなったんだろうと思うんだけど、入る人が少ないとかいうよりも、人口が過疎化になるんじゃないか、三次市の働く人を集めて、住むともちゃんとしていかんと、人口減少社会は止まらんのかな。

この前、島根県の隠岐の島、隠岐町へ行ったけど、住宅をまず充実して、そこへ働く人を呼んでくるというのが基本的なスタンスなの。それでも足らんの市営住宅、町営住宅足らんという状況を出してる。そういうような方向を、三次市の市営住宅の今後の方向、この特定住宅とは違うけど、それらも含めて、やっぱりそうした方向出さんと人口減少社会は止まらんよ。検討してもらえばと思います。

○横光委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第107号に係る質疑を終了いたします。ここで職員が退席をいたします。

財産管理官の皆さん、ありがとうございました。

○横光委員長 それでは続いて、議案第108号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

桑田総務部長。

○桑田部長 それでは議案第108号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び国家公務員給与制度改革に準じまして、給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定を行うとともに、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、三次市職員の給与に関する

る条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

給与改定につきましては、職員の給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給月数を年2.4月分から年2.45月分に、勤勉手当の支給月数を年2.0月分から2.05月分に改定しようとするものです。

また、在宅勤務等手当につきましては、国の規定と同様に、自宅等において、一定期間以上継続して1ヶ月当たり10日を超えて、正規の勤務時間の全部を勤務した職員に月額3,000円を支給するものです。

会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、地方自治法の改正等に基づき、支給できるように改正するもので、支給率等は常勤職員との権衡を踏まえ、同じ支給月数とするものです。

施行日につきましては、公布の日、または令和6年4月1日からとなっておりますが、令和5年度分の適用日につきましては、常勤一般職及び月額支給の会計年度任用職員に係る給与改定は、令和5年4月1日からの遡及適用とするものでございます。

以上、よろしくご審査ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

徳岡委員。

○徳岡委員 議案の条例の中の在宅勤務等手当の第10条の2のところなんですけども、これはコロナウイルス等の関連関係で、自宅で勤務ということになったりということが想定の上の変更なのか、場所としては、細かなことは規則で定めるというふうにあるんですけども、自宅でなくても、コワーキングスペースであったりとかそういったところでも、適用になるのかちょっとどのようなことを想定されているのかお伺いします。

○横光委員長 瀧熊総務課長。

○瀧熊課長 在宅勤務等手当につきましては、基本的な考え方といたしましては、柔軟な働き方を進めることがねらいとなっております。先ほど委員言われましたように、コロナ禍における分散勤務等、そういったことも想定できる手当ではないかと考えております。

基本的には、所属長が特に認める場合ということで、自宅とほぼ同一の場所ということで、実施職員の実家でございますとか、祖父母宅等とかですね、あと最寄りの支所でありますとか、公共施設内等を勤務できる場所として想定しておるところでございます。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 ですから、コロナウイルスとかも含めて、それで育児だったり介護だったりという部分に関しても柔軟な取組ということで、こういった手当の措置ってということになるってということでしょうか。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊課長 職員の育児でありますとか、いろいろな状況につきまして、在宅勤務等手当だけではなくてですね、様々な制度を組み合わせながら、働きやすい職場づくりになればということで、このたび、こういった在宅勤務等手当も制度として取り入れさせていただきたいと考えておるところ

でございます。

○横光委員長 他にございませんか。

小田委員。

○小田委員 総額でどのぐらいの人件費アップになるのか。

○横光委員長 瀧熊課長。

○瀧熊課長 はい。令和5年度の影響額にいたしましては、中央病院の医療職も含めまして、総額で1億6,300万円を予定しているところでございます。

○横光委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第108号に係る質疑を終了いたします。総務部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

○横光委員長 それでは続いて、議案第109号三次市行政組織条例の一部を改正する条例案の審査を行います。執行部の説明を求めます。

笹岡経営企画部長。

○笹岡部長 経営企画部が所管しております、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案についてご説明をさせていただきます。

本案は、令和6年4月からの行政組織の変更に伴い、関係する6つの条例の一部を一括で改正しようとするものです。

第1条の三次市行政組織条例の改正につきましては、重点課題へ迅速かつ機動的に対応するため、地域振興部を地域共創部に改めるほか、支所部を新設し、支所の体制を見直ししようとするものです。

第2条の三次市スポーツ推進審議会設置条例の改正は、同審議会の庶務を現行の地域振興部地域振興課から地域共創部共生社会推進課に改めようとするものです。

第3条の三次市における法令遵守の推進等に関する条例の改正は、三次市不当要求行為等防止対策委員会の委員の構成を改めようとするものです。

第4条の三次市職員の給与に関する条例の改正は、支所長の職務の級を、課長級に変更しようとするものです。

第5条の三次市子ども発達支援センター設置及び管理条例の改正は、子ども発達支援センターの事務局を現行の子育て支援部子育て支援課から子育て支援部保育課にしようとするものです。

第6条の三次市青少年問題協議会条例の改正は、青少年問題協議会の庶務を現行の教育委員会文化と学びの課から、教育部社会教育課に改めようとするものです。

以上、よろしくご審査いただきまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

徳岡委員。

○徳岡委員 いくつか質問があるんですけども、1つめに、第5条に関してなんですけども、今回三次市子ども発達支援センターの設置において支援課から、保育課に改めるということなんですけども、相談体制の充実を図るといふふうにあるんですけども、これまた三次市のネウボラとも関わってくるかと思うんですけども、センターの事務局を保育課にすることでどのような充実が図られるのか、お伺いします。

支所部の設置についてなんですけども。そもそも、支所機能っていう、今回支所部の再編ということで、支所機能っていうものをどのようにとらえられていて、支所にはまちづくり推進課という課があると思うんですけども、そのまちづくり推進課が担ってきたことですよね、それをどのように整理をされてこのような再編にされてきているのかお伺いします。

もう一つですね。議運の中で伊藤議員の発言で、今回の再編で機能低下っていうことを心配されたかと思うんですけども、その答弁の中で、ハード面に関しては、合併以降整備ができたので、今回は組織というところを変えていくというような答弁だったかと思うんですけども、その再編計画がもうすでに決まっているようなことが、ハード面をやって今度はソフト面っていうようなとらえ方になるかと思うんですけども、そういった支所の再編計画っていうものが、もうあるのか、そういうロードマップがあるのか、もしあるのであれば教えていただけたらと思います。

また、支所がこれから人員配置等変わっていく中で、定数の削減なども行われるような予定があるのか、もう一つお伺いします。

いろいろ自治連の方ともお話をしていく中で、支所との関係性の中、新聞で初めて知ったというようなことで、非常に憤られるというか、ちょっと不安に思われているような方も自治連の中にはいらっしゃることを伺っているんですけども、支所管内の住民とのコミュニケーションとか、そういった部分で住民説明なくこれを決めていくことによって支障の配置を決めていくことによって、変更していくことによって、大きな不信感に繋がっていくというようなことはないのかどうか。なぜ事前に、地域振興、地域課題などの自治連との関係性の中で住民の意見を反映しながらこの再編にならなかったのかということ、一つお伺いします。

もう一つですね、これも議運の中で増田議員が質問されたかと思うんですけども、支所組織の縮小の中で、支所の管内の地域課題っていうものが、減少しているのとらえているのかという質問があったかと思うんですけども、その質問に対して、大きな事業っていう部分はすでに終わっていて、概ね課題も解決しているというような答弁があったかと思うんですけども、これ再度、地域課題っていうものをどのように把握されているのかっていうことをお伺いします。

最後にですね、今回の再編に関して、この再編は財政の問題であるのかどうか。その中で支所があることで交付税に関しても、いろいろな三次市も、地域振興費ということで、いただいていると思うんですけども、地域振興費に関して支所の算定金額っていうものが今どのぐらいあるのかということも、最後にお伺いします。

○横光委員長 渡部課長。

○渡部課長 2つ目にご質問ありました、今回の改正の第5条ですけども、子育て支援課を保育課に改めるということですが、これにつきましては、議員おっしゃいますように今回相談体制を充

実させるということで、新たに子ども家庭支援課というものを設けるに当たりまして、現在子育て支援課が子ども発達支援センターの事務局を担っておりますが、そちらの事務所管を保育課に変えようという、そういった整理をする条文でございます。新たに何か充実をさせるとか、そういった面ではございません。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 支所関係のご質問いただきました。今回の支所の体制の見直しにつきましては、再編という形ですね、数をまとめたりそういうことではなくてですね、支所の管理体制の見直しというふうにご説明をさせていただきたいと思います。

それで、今回の支所、お示しをしている考え方といたしましては、現在の部長級の支所長のところと管理課長級の支所次長が支所にいるわけですが、今度の見直しによりまして、支所次長、課長級の支所次長のところを支所長といたしまして、北部と南部の支所をそれぞれ担当する部長級の職員を配置しようとする案のように考えております。

そういうことで、私どもといたしましては、現在、支所の役割といたしましては、窓口での証明の発行でありますとか、地域の相談の窓口、また地域の拠り所ということで、支所の方、役割を果たしていると考えております。

そうした支所の機能の低下を招くものではないと考えており、通常通り、今年度と、来年度もそういった面での住民サービスは、変わらず、提供できるものと考えておりますので、通常の行政組織の、これまで行ってきました組織の見直しと同じようにですね、住民組織の皆様をはじめ、関係の皆さんと直接意見交換等して、組織の改編の案を考えてきたわけではないということです。

それから、支所ですね、将来的な再編の計画がないかというご質問をいただきましたが、支所につきましては、これまで合併以降、支所、今も甲奴市を改修をしておりますけれど、三良坂、吉舎、作木と改修を行っております、将来もですね、その支所を使うという前提で、改修事業も行ってきたところです。そういった面で、現在、この支所を将来的に再編をする。数を減らしていくとかですね、そういった考えは持ち合わせておりません。

それから支所の財政上の支所があることで、財政上の措置のご質問いただきましたけれど、ちょっと支所の方、確かに交付税の算定基礎になりますので、なるんですけど、ちょっと具体的な金額をちょっとここで持ち合わせておりませんので。すいません。後から資料の方提供させていただきたいと思います。

地域の課題につきましては、現在その時々的情勢に応じまして、ニーズも変化していると思えますけれど、合併から20年経過いたしました、三次市全体にいえることですけど人口が減少して、そういう、ちょっと活気が薄れていくとか、そういった面ですね、課題には直面してるというふうには考えております。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 地域課題に関してもそうなんですけれども、人口減っていく中で周辺部の方すごく不安に思われてる方も多くてですね。さらに作木では、先日も要望書を市長に出されたりもして、地域課題が概ね解決しているというようなことっていうのはちょっとないのかなと思うんで

すけれども。

先ほども支所の業務に関しての、役割というところ答弁あったんですが、窓口で発行だったり相談窓口っていうこともあるかと思うんですけども、支所管内で災害が起こった場合に、やはり支所全体を挙げて、本当に災害対応を迅速に三次市こんだけ広範囲なので、支所の機能としてすごく迅速に動いてくださっているという声も聞いています。

なので、先ほどちょっと答弁がなかったんですけども、人員配置に関してですけれども、これから定数の削減っていうようなことも考えられるのかどうかっていうことを、部長が3ヶ所の支所とまた2ヶ所ということで、また減っていくっていうような、やはり皆さんの不安も、これからどんどん減っていくんじゃないかというような不安もあるかと思うんですけども、その人員配置に当たって、これからの考え方っていうものがあれば示していただけたらと思います。

5条の子育て支援のことにに関してなんですけども、相談体制の充実を図るっていうふうに変更についての案のところには書いてあるので、何かしら相談体制の充実が図られるのか、その保育課に変わることによって、図られるのかと思うんですけども、これはこれまでと変わらないということではないでしょうか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 子育てのところなんですけれど、現行の条例としてはですね、子ども発達支援センターの担当する課を保育課に改めますという改正で、そのところでは現行と変わらないんですが、相談体制の充実という面では、子ども家庭センターというのを新たに設置することといたしておりますので、そういった面で、今度の令和6年度の組織の変更につきましては、その部分で充実をしていくというふうに申し上げさせていただいております。

それから、支所のところですが、確かに災害の時などですね現在も支所長、支所次長、それから係員まで体制を組んで災害対応に当たっております。

今度の見直し後も課長級の支所長が支所の中心となって指揮をとる体制にして、なおかつ、担当の部長が支所間又は本庁の災害対策本部との連携を図って、引き続き、安全、安心を確保していくという体制です。体制に変わりはないと考えております。

それから、支所の人員の配置ですが、ここは支所だけではちょっと申し上げにくいのですが三次市全体で職員の体制、職員の定数にも限りがある中、時代に応じた住民サービスを提供する上で、人員配置を毎年度考えております。そういった面で、一律に減るという考えではございませんけれど、年度ごとというかですね、時代ごとの業務の業務量に応じまして、全体の配置を考えさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 支所の管理体制の見直しについてなんですけども、この支所部を作ることによって、部長が2人ということで、その下に支所が7つということなんですけども。棚が一つ増えることになるんですね。今までよりも棚が一つ増えるというところの状況をどう考えておられるのかという、北部3町に一つ。1人の部長。それから南部4町に1人の部長ということで、棚が一つ増えるというのはですね、やっぱりそこら辺が、先ほど言われた効率的な部分で、迅速な対応ができる

いうふうに言われたんですけども、棚が増えるというのは迅速という言葉から言ったらちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですよね。

北部の3町、面積でいうたら260平方キロですよ。大体。南部においても大体260、70ぐらいですかね、270平方キロぐらい。同じぐらいなんです。

ただ、違うのはですね、人口が違うんですよ。北部3町の合わせたら3,700人ぐらい。今年の12月1日現在ですね。南部は1万1,000近いんですよ。南部の4町は1万1,000。いう状況で、棚が一つ多いのプラスで今話してるんですけども、南部の支所長というのは、やっぱり多くの課題に対して対応せにゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。人口がそれだけ、北部の3倍ですよ。そういう状況の中で、支所部を作って、北部に1人、南部に1人の部長で、見直しをかけるんだというのはむんか無理がいて、そのイメージがわかんのです。その部長さんの役割というのがですね、どういう仕事をされるのか。そういう状況からですね、さらには、今徳岡委員が言われたように、私が一番懸念するのは災害の時です。北部は北部の災害の状況がある、南部は南部の災害の状況がある中でね、君田だけ起こるとか、布野だけ起こるとかいう状況ではないと思う。北部は北部で同じような災害が起きる、南部は南部のように同じような災害が起きると。そのときの迅速な対応というのは、今のまんまの方がより迅速に対応できる状況があるのに、支所部を設けることによって、棚が一つ増えることによってですね、そこら辺の迅速性が損なわれるということは、私は容易に想定できるんです。

ですからそこら辺で、今回の支所部の管理体制の見直しというのは、なかなかその2人の部長さんの関わり方がですね、より複雑になるように私は思うんですけども、そこら辺の内部での協議というのはどうだったのかと。より迅速性が高められるということでこの案を作られたのか。

さらには先ほどもありましたように、やっぱり支所というのはその地域との関わりがやっぱり欠かせないので。先般の全員協議会では、議決していただいてのちにその地域に説明をして理解を求めるんだと言われましたけども、私は逆じゃないかと思うんです。先に。もうこの夏ぐらいから、自治連さんを中心にしてその支所がある地域に対して、こういう方向で今、市役所の中の組織を考えると、特に支所についてはこういう方向でどうだろうかというふうに思うんですが、理解をお願いしたいという事で今回、12月定例会に議案を出されてくるというのが、筋だろうかと思うんですけども、それが逆になってるとするのはやっぱり、地域住民の理解を得られない大きなものになるというふうに思うんです。そこら辺の内部での協議。その対象地域での協議というのがですね。今の執行部の方は取られとるんかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今回の支所の見直しにつきましては、部長級の職員で令和3年度から、この間、支所のあり方ということで協議をして参りました。その中で、支所に2階層の管理職がいて、やっていく方がいいのかというところで、議論をして今回のようにですね、支所長の方、課長級の支所長で対応すべきではないかというところも出たわけであり。現行のように、管理職を2名置く方がいいかというところで検討してきたということです。

地域との関わりなんですけれど、現在そういうことは全く考えておりませんが、例えば支所の取

り扱う業務を例えば窓口で扱う業務を減らしたりとかですね、場合によって、さっきちょっと仰られましたように支所の万が一数を減らしていくとか、そういった話であれば、地域の皆さんにご説明をして、そういうご理解いただくということも必要だろうかと思いますけれど、今回の支所の見直しにつきましては、提供する業務を見直すとかですね、支所の数が減るとか、そういったことではございませんので、これまでの他の行政組織の見直しと同じように、議会の方へご説明をさせていただいて、関連条例等の改正のご承認いただきました後に、速やかに説明をさせていただくという手順をとらせていただきたいと思いますと考えているところです。

それから、支所部の部長級を配置するというところで、そういう迅速な対応が取れなくなるんじゃないかというご質問なんですけれど、現在も2層の部長級の支所長と課長級の二階層の配置です。その中で、実質的に支所次長のところで、概ねの業務の判断はできているというふうに考えておりました、災害の時も、この今お示しをしている、令和6年度からの体制で、支所長が課長級なった場合でも、その支所長が責任を持って判断をいたしまして、担当部長と連携をして対応していくということで、そういった面で、迅速さが失われるというふうには考えていないところです。

人口は確かにおっしゃっていただきましたように、北部と南部で、大きく違いますので、そういった課題の面はあろうかと思います。ただ、その担当部長の配置につきまして、やっぱり南部と北部という地勢的な面ですね、2人の配置が必要だろうというふうに考えておりました、北部と南部ということで、配置を考えているところです。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 考えられるというのは示されてるんでわかりますけども、そういう現下の状況、面積なりね、人口なりというところは、全然勘案されてないというふうには私は見させていただくんですけども。形の上だけ整えるだけであって、実態に即した対応なんかというたらそうでないように見受けるとというのが、私。そういう実態に即した対応というのは内部では協議されなかったのかというところを聞いたんですけども。それはなかったということなんです。

今言われた、課長級の支所長ですべて対応できるという、そういう意味合いのことを言われたと思うんですけど、だったらなおさら、支所部というのを設けて、部長を2人も置かなくてもいいんじゃないですか。その方がよっぽどすっきりします。その課長段階ですべてが、ちゃんとできるというふうに今部長言われたんなら、部長をおく意味がない。かえってその部長おってのことがどうですかね。人件費もかからんでいいんじゃないですか。いやそういうふうなとらえ方をする、今の答弁だったんで。やはり、内部組織のことなんで、決めてから地元の説明ということなんですけども、やっぱり私らが聞くのには、この新聞発表等があってからですね、私らも、議員と話そうというようなことで、議会報告会等やる中において、支所があるところの、やっぱり皆さん何か会議終わった前とか後に、どうなるんかというような声はね、どこでも出ましたよ。ですから、不安に思われとるんですよ。

ですからその説明というか、やっぱり地元へのとの関わりというところで一番大きな部分だというふうに思うんで。

これはただ単に内部組織を変えることで、できることではないと思うんですよ、やっぱり手順と

というのはそこにあるのかなというふうに思うんですが。

やっぱりその内部の協議と外部の協議というのがね、私はこの支所部を設置するということに対しては何かおろそかになってるようなところが見受けられるんですよ。20年経って課題が解決したからこうするんだとかいう方にこだわった中での対応であってから、実際にそれで機能が果たされるんかというのは非常に危惧する。こういう立場によって議員としての立場におるとですね余計なそういうところを危惧されると思うんですけども。やっぱりもうちょっと丁寧ですね、内部協議を重ねてから、内部の理解、外部の理解を経て、やるということがどうも見受けられんということに対して私どうも疑問なんですけども。そこら辺大丈夫なんですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 支所部の今回の設置につきましては、支所長、課長級の支所長で、そういう通常の業務は、判断で対応できると考えておりますけれど、そうは言ってもこれまで部長級の支所長が担ってきた任務でもありまして、課題によっては、支所長だけではなかなか判断できないとか、そういう面もあろうとも考えられますので、支所の担当の部長を配置をいたしまして、支所間の連携なり、それからそういう部長級の職員としての対応をしていくようにしていける体制を組もうと考えているものです。

それから、地域の皆さんにおかれて、ご不安に思われる面はあろうかと思えますけれど、内容的には、支所の配置は全く変わりませんし、提供するサービスにつきましても変更はございませんので、そういったところでは、今回特に事前の説明というふうな形ではちょっとさしてもらってないところです。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですからね、事前の説明や、やらせてもらってないのが実情ですよ。

そこが問題じゃないんですかということなんですよね。

それは全然問題してないということなんでしょうけども、やっぱり行政的な進め方というのが、こういうところにはいかなものかなというふうに思うんです。やはりそこに親切さだとかね、やっぱりちゃんと考えてやるんですよということ等を示す意味でもそういう前に説明して、そのちにこういう議案を出してくるというのが手順じゃないかなと思うんです。今行ってる事実だけをちゃんとと言われとるだけであって。そこに、反省的なところは、私は感じられんんですけども。私ばかりしゃべってもいいので、以上で終わります。

○横光委員長 それじゃですねこの問題は続きそうでございますんで、これで一旦休憩をとりたいというふうに思います。再開は13時5分とさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

—12:05 休憩—

—13:05 再開—

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

渡部課長。

○渡部課長 徳岡委員より交付税に関するご質問がありましたのでここで回答させていただきます

す。

これにつきましては、単に支所の運営に関する経費ということではございませんで、合併により市域が広がったことによりまして、その分様々な経費、コストもかかっているという考えのもとで、平成26年度から、基準財政需要額に算入をされたものでございます。本市の場合その額が約12億円となります。交付税措置額としては約8億円程度ということになります。先ほど申しましたように、あくまで市域が広がったことによる、様々なコスト経費に関するものに対する措置ということでございますので、これにつきましては支所の現存ということについては問わないということになっております。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 今そういう説明があったんですけどもこれちょっと先ほど聞き逃していたかもしれないんですけど、そもそも財政の問題で、組織の変更っていう、この支所部を設置新設っていうようなことではないっていう認識でよろしいんでしょうか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 おっしゃられるように財政の問題での見直しではございません。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

齋木委員。

○齋木委員 支所部長と支所長の権限についてちょっと、もう1回確認したいと思います。これまでもですね、北部支所と南部支所は、多分地域の課題というのは、それぞれ違うところがあります。例えば大雪が降って、除雪の出動を業者に指示したりする。その時の判断ですよ。あれが多分ここでは支所長が多分先に対応し始めると思うんですが、これ夜中の3時とかいうような時もあると思うんです。その時にですね、やっぱり支所部長に対してその判断のやりとりをせにゃいかん。そういうタイムロスとかそういうのが出てくるのではないかと思います。その時にですね。支所長の判断で、ある程度出動なり、これ、大雨のときもそうなんですが、水がどんどん出てくる。作木の場合ですね、国道375号が、浸かってしまうことがあるんで、その時に、業者には、出動かけて、通行止めとかそういう看板の設置とか、場所によっては、ポンプの運転とか、そういうものをしていかなければいけない状況が出るんですが、ある程度緊急性があるということの中で、やっぱり支所部長とのやりとりで、その判断が遅れはしないか、逆にその支所長に対してその権限をある程度持たすことができるのかということをちょっと聞いてみたいと思う。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今回の見直しの案では、課長級の支所長が今の支所長に代わって、支所の責任者として執行していくということで考えておりますので、今おっしゃられた災害時の対応についても、新たな職階での支所長の判断で対応するようになります。

○横光委員長 齋木委員。

○齋木委員 そのことをですね、支所長の権限というものをある程度はっきり示してもらいたいと思いますんで、そこの辺をちょっとわかるようにまた説明お願いしたいと。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

竹原委員。

○竹原委員 条例改正かどうかわからんけど、監査と選挙管理委員会の事務局を統合することですよ。これ。何の。今回の組織再編には書いてあるけど、条例改正ではないですかこれ。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 監査委員の事務局については、監査委員条例におきまして、監査委員に事務局を置くという規定があります。選挙管理委員会につきましては、選挙管理委員会の規程におきまして委員会に事務局を置くという規定がございます。

お示した機構についてですが、機構図の方では、一体的な連携をとって、対応していけるようにということで、ああいう図にしておりますが、今の配置につきましても、監査事務局の方は5階に、選管の方は東館の3階にというのは変わらないということで、はい。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 今までも併任の辞令が出とんじやない。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 おっしゃられますようにそれぞれに併任の辞令が出ております。そういったところで今後も変わらないですけど、機構図の方で一体にして、それぞれの職員の意識の部分です、どちらかが繁忙の時は、積極的に連携をとれるようにということでしております。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 そうなんだろうと思うんだけど、部屋がね、どうしても別でなきゃいけないのかなというのがあったんで。監査の中身で、地方自治法の改正があったじゃないですか。ほいで、リスク管理を大きい市はせないけんけど。三次市ぐらいは義務にはなつとらんか。必ず設置せないけんということじゃないと思うんだけど、リスク管理を今後進めなさいということで、監査の改正をして監査体制を強化しなさいって言うて。平成29年地方自治法の改正なつとるんですよ。それに逆行するんじゃないかなというふうに。思うんだけど、そこはどうなの。その前も聞いたことあるけど、内部統制の計画など、三次市は当分する気がないということですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 現在のところでは三次市では今そういう統制の強化という対応は、予定は計画にはちょっとありません。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 内部統制制度で、例がたくさん出てますよね。その辺りのリスク管理のガイドラインというのが示されて、様々なことがあって、三次市もこんなこともやろうけど、例えば不十分な引き継ぎがあって、人事異動や担当者の事務引き継ぎが十分行われてないことにより、業務が停滞するというようなことが、そういう報告が上がってきよるんですよ。30項目ぐらいあるがあるわけじゃけど、それらのリスク管理がおろそかになるんじゃないかなと。そういうことを、一緒にしたら、専門にそうした監査の事務部体制というのは、やるべきじゃないかなというふうに思うんだけど。そのあたりはどうなんすか。このリスク管理の項目について、検討をどうしたのか、ようわからんけど。どうでしょう。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今の、今回機構図の図見直しでは現行の監査委員の事務局体制と選管の事務局体制に変更が生じるものでは、ありませんので。そういった面では今年度までと変わらないで、適切に業務を執行していただけるものと思います。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 強化をなささいということだから、強化をせずに、大丈夫。事務局を2つを1つにするという案は、いかがなものかというふうにちょっと思うな。これは意見。それとごめんなさい。午前中あったように、支所部の設置について、自治連の何人かの役員の方からも話を伺うと、やっぱり事前にはそのことが話されて欲しかった。市長にも言うたんだという話で、市長も返事をしてくれなかったと言われるんで、やはり十分な、市民の皆さんの意見を聞いて、これはやっぱり行政執行しないとけんのんで、行政が勝手に決めた事だけやろうというもんじゃないと思うんですよね。その辺りがやはり、今回のこの組織再編の変更の手続き的にも瑕疵があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今回の支所の今の見直しのお示しをしてる内容は、ちょっと繰り返しになって申し訳ないですが、機能の低下とかですね、扱う業務を、減らすとか、或いは支所の数が減っていくとか、そういったことの内容ではございませんで、現在の提供してる行政サービスはそのまま新年度からも変わらず、提供するという前提で見直しを行おうとしてるものです。そういったことで、他の支所に限らずですね、これまで合併以降三次市でも何度も必要に応じて組織の見直しをして参りましたが、それらと同じような対応で、今回も議会の方へご報告をさせていただいて、条例の方のご提案をさせていただいているということでもあります。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 合併時にも議論したと思うし、合併してからもずっと、各町村の充実ということで、言うてきたけど、予算的にはね、大体30億だったり、各町村で50億ぐらいあった5、6、70ぐらいあったから。各町、村の総予算が、合併する前は。それが今はどう推移しているの。それは、本体でやることがあるんで、例えば作木の町で、30億だったかな総予算。それが今、作木でなんぼ使ようかいうのはわかるん。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今の予算の執行を地域ごとに事業費の推移をちょっと拾ってはいないと思うんです。これまで合併以降の合併時の約束でやる事業についてはまちづくり計画で管理をして参りましたので、そういったことでご理解いただければと思います。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 いやそれはわかるんよ。今までも議会で、各旧町村の合併の時で約束した事業についてはどうなってるか、進捗状況はどうかというような議論したし、表があるからわかるけど。人件費やら、その地域で消耗品こうたりですよ。そういう総体の計算がやっぱりそれが衰退してきょうけるけえ人口減が、過疎化が進むということになるんじゃないかなというふうに心配しておるわけ

ですよ。今回また、その例えば、作木から1人減るわけじゃけ。そしたらまたそこでの経済活動やら、いろんなお金のことが、もし落ちてくるとすればよ。その地域の経済効果は落ちていくんじゃないかなという心配があるんで。そのあたりの推移がどうなってるんかというのが知りたいよね。中身とすればよ、仕事の中身とすれば、何も変わったことはないけど変わる。間違いなく、間違いなく減少すると思うよ。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 確かに支所管内に限らずですね、この本庁においても全体的に職員の定員の管理を適正化の中でやっぱり合併時から職員数は大きく減っているものと思います。そうした面で、三次市全体の行政運営を考えていく上で、市職員が1人の経済をまわしていくという観点で言えば職員数が多いところでの効果というのもあるかと思いますが、三次市全体の行政を、市行政を運営していく上では、職員数を全体の中でですね、適正に管理していくという必要もありますので、そういった面で職員数をふやしたりということはなかなか難しい状況にあるかと思います。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 人口減少社会の中でどうしていくんかという話じゃけえ。昔作木だったら50人おったんかね。それが今何人、今9人。5分の1ぐらいのね職員なとるんで、やはりそういう経済効果も含めて、やはりまた縮小なりそういう縮小になれば、ますますその町の衰退に繋がるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、より手厚く周辺の整備やら中身を濃くするということは行政としてやらないかんことなんで。今回のこの支所長を減らすということについては、反対だね、所長はおるんだけど。部長を減らしていくことについては反対。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 えっと、先ほど財政の問題ではないっていうことだったんですけども、これちょっと今、竹原議員の質問にもあったんですけども、全体で人員配置の全体、三次市の全体の人員配置っていう部分に関しては説明先ほどあったんですけども、これ各支所においては、ですから人員配置に変更はないのかというところをちょっと確認させていただきたいです。それが三良坂と布野に部長を置かれると思うんですけども、支所部担当部長置かれると思うんですけど、では他のそれ以外の支所に関しては、だから1人減るっていうことで間違いはないんですか、それともそこにまた新しく人員を配置するっていうことになるのかちょっとその部分を教えてください。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 今度の担当部長の方は、布野と三良坂の方へ固定でいるということではございませんので、そこへは1名という考え方ではちょっとなく、あくまでもその管轄の支障、を担当することで、ほ本拠というかですね拠点を、北部は布野、南部は三良坂に拠点を置くということで、そこへずっと常駐でという考えではおりません。それで、支所の職員数なんですけれど、業務の支所管内での業務も勘案をして、毎年度三次市全体の職員数の配置の中でですね、検討をさせていただくということで、すぐ減りますとか減りませんかちょっとこの場で申し上げることは難しいんですけど、今後全体的にですね大きな職員数が減少するようなことがない限りは、当面大きな変更が生じることはないと考えております。

○横光委員長 徳岡委員。でしたら、1ヶ所にずっといるわけではないということなんですけども週の何日かで、順繰り順繰り行かれるような、そういうイメージなのか。また、他の委員からも質問あったかと思うんですけど、災害時の対応に関してなんですけれども、では今までの災害対応の司令塔からも現場で実際にそういった災害に対応してくれる職員さんまで、どのような体制でこれまでやってこられていて、この再編があることによって、またどのように変化していくのか。1人ずっとそこにいらっしゃらないっていうことになれば、やっぱり指揮系統っていう部分に関して不安があるかと思うんですけども、その辺りの体制っていう部分をちょっともう少し詳しく教えてください。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 担当部長につきましては、支所間の連携をとっていくという観点で、毎日決まったように移動ということではございませんけれど、担当の支所の中をですね、移動していくという想定でおります。そういった面で、それぞれの担当支所の地勢的に、それぞれの支所間が動きやすい場所を拠点にという考えでおります。

災害時の対応方法ですが、災害の対応は一義的には、新たな支所長の方が責任を持って対応し、支所長では、判断にちょっと悩むようなことは担当部長も一緒に連携をし、また担当部長の方は、その支所間の状況の把握に努めて本庁と災害対策本部と連携をして対応していくという、流れになるかと思えます。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 支所長が指揮官ってような形になれる間ということだと思んですけども、実際動ける人数っていうのは一減になってしまっているようなところがあるのでやっぱり不安を抱えてらっしゃる住民の方は、必ずしも少なくないと思うんですけども、こういう重要な案件だと思うんです。それで、市民の方にも実際に先輩議員からもありましたけども、やっぱり先に自治連などに説明があるべきだったのかなと思うんですけども、これパブコメなどを取られるような、そういう皆さんでの協議の中でちょっとパブコメをとらなきゃいけないんじゃないかっていうような話は出たのか出なかったのか、ちょっとお伺いします。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 組織の編成でございますので、これについては、その住民サービスに大きな影響を及ぼすものではないと考えておりますから、そういった面では、パブリックコメント等の実施は考えておりません。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 まちゆめ基本条例をもう1回見てみたんですけども、12条に市民は市の考える方針や事業の計画を立てるところから実施評価または改善の各段階において参加する権利を持ちますという文言が三次市の最上位条例にあると思うんですけども、その中で今おっしゃったような住民サービスに大きな影響を与えるものではないって市での認識と、あと、市民が抱えている不安っていうのにこれ、乖離がパブコメをとるような案件ではないって市が考えてらっしゃる認識とあと住民は、私はそう思ってるんじゃないんじゃないかと思うんですけども、住民とのその意

識の乖離になってるんじゃないかなって言うふうに思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょう。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 行政組織の設置につきましては、地方自治法で定めてありまして、首長の権限といたしまして、長に与えられた権限を適切に執行していくために、内部組織を設けることができるとされております。三次市の組織の方もこれに基づいて、組織を設置しているものでございますので、これは組織を編成することについては市民の皆さんにパブリックコメント等で意見を求める案件ではないと考えております。

○横光委員長 よろしいですか。他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 これまでのいろんな質疑を聞かせていただいて、自らもですね固定観念というのを変えていかなきゃいけないなというふうに思っているとこではあるんですが、一つだけですねちょっとわかりにくいというか、まだあんまり説明を聞いてないのが、まちづくり交通課の自治交通係っていうその交通という文言が中に入ってるんですけど、これは何かしら地域というかこの三次市の課題として、交通に対して何かしら思いがあってのことだと思うんですけど、これについてちょっと説明がいただけたらなというふうに思います。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 まちづくり交通課の名称ですが、まちづくりの方が自治支援活動の支援の意味のまちづくりということと、交通の方は、地域公共交通の対応をしていくということで、交通、あわせて一つの部署ですのでまちづくり交通課という名称にしておりますけれど、交通という名称を用いましたのは、今、先ほどからもお話ありました人口減少という課題に直面する中で、地域公共交通の対応というのは、大きな課題だということで、その地域公共交通への対応に力を入れてしていこうということで、今回、課の名称にも採用しているものであります。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 一つの係、自治交通係ができるっていうのは、その交通のことばかりやるから一つできることですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 すいません説明が足りませんで、この自治交通係の自治の方が自治活動支援を行う業務ということで、現行で言いましたら地域振興係が担ってる業務と、現行で言いました定住対策暮らし支援課の中で担っている交通の業務合わせてこの自治交通係が担当していくという考えです。

○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。ないようでしたら、私の方から。

中原副委員長。

○中原副委員長 今いろいろ委員の皆さんの話を聞かしてもらって、最初の方ですね、支所長。令和2年か3年ぐらいから支所長と意見を聞きながらされたということで、この形に至ったというのを聞いたんですけど、要するに、7人もいらんよということなんか。部長が2人で十分よという答

えが出たんでまあこういうことになったんか。途中で聞きよると、課長には、今まで通り支所長の決定権もあつたりするいう中で、だったらそのその2人に絞って、話ですよその権限は持たせて2人でというところで、新しい課長になる方がその支所長で権限があるんなら、逆に直接繋いでさしてあげたほうがスムーズにいくんじゃないかという考えもあるんですけど、この要するに今7人おった時にはそんなに仕事量がなかったんか、支所長として部長としておつてもあんまり仕事量がなかったけ。どういうんですかね。もうちょっと仕事を減らして、1人がこれぐらいの仕事ができるから2人にしたいのが、ちょっとどんな話だったかちょっともう少しちょっと聞きたいんで、そこをちょっと聞かしてください。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 令和3年度から部長級の職員の中で回数重ねてですね、支所の体制、あり方の見直し、あり方について議論をしてきました。その中で、大きく話が出たのは、支所長、部長級の今の現行の支所長と課長級であります支所次長、それぞれ管理職です。管理職が2人いて、支所の管理体制をとっていかなければいけない、今の業務量を見たときにですね、いけないのかというところで議論をしまして、一つには課長級の、支所長は課長級で責任を持ってですね、対応できるのではないかということで、課長級の支所長にいたしまして、なおかつ今回担当部長を配置しておりますのは、それぞれ、横の支所間の連携と、それから本庁との連携を担う担当として、部長、それぞれ南部と北部に部長級の職員を配置して、支所の方を統括していこうということで今回の見直しの案にさせていただいているところです。

○横光委員長 副委員長。

○中原副委員長 今の横の連携といいますか今までその支所長が3人、ちゃんと各1人ずつおつた時の支所長がおられたときの、横の連携は全く取れてないということなんかということと、あと2人、部長階級の人がおつたというふうに言われたんでその支所部長1人ずつにして、次長なくして、例えば、支所部長は残して、そのまま今まで通り繋いで支所部長が連携することもできる思うんですけど、要するに予算とかその人件費の話で2人をなくして7人おつたのが2人になったというような感じで思うとるんですけど。難しくしとるということもあるし、2人をさっき言っちゃった、2人もおつても言うんだつたら1人支所部長だけとかね。するいう考えもあつたんじゃないか思うんだけど、ちょっと僕は理解できんのももう少しちょっと。聞かしてもらえたらと思う。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 支所のそれぞれの今職員の体制が9人から11名でありまして、一つの所属の単位で申し上げましたら、その9人なりを部長級の職員が管理をするのが妥当なのか、それとも課長級の職員が管理をする方が適切であろうかということも考えたところです。

通常本庁で申し上げても、課の職員の配置もですね、大小ございますけれど、そういう人数的な面でありまして、特殊な部署に出なければ部長級の職員が直接急になり課長がなしですね。直に管理をするということはあまりないかなということで。課長級の職員が管理をする方が適切であろうということで、支所長の職階を課長級に変更しようとさせていただこうという案を提案させていただいてるところです。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 最後の一つもう1回だから、要するにちょっと本庁でいろんな課がたくさんあると思うんですけど、そんな時には課長同士でこの連携というのはないんですか。それとも、今みたいに支所部長をおかんと今の各支所が課長じゃ連携が取れんけ。支所部長をおかれるんか。もうちょっと、課長で別にそれだけの職務を与えとるんなら、課長で別にその作木布野君田とか、吉舎とか、連携はできるんじゃないかな思うんですけど、それとも2人置いたというのがどうもちょっと。何かこうちょっと根拠わからんので最後にそこだけちょっと、課長が。課どうして例えば今度支所同士で課長クラスだったら連携が取れるのかどうか確認をさせてください。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 現在の支所もですね、連携が取れてないとは申しませんが、今度担当部長としておりますのは、やっぱりある意味、どうしてもちょっと組織間の縦割りというのは、生じることが多くありまして、本庁におきましても、それぞれ業務が関連があるところを中心に部制を引いているところですけど、やっぱり同じ部の中でまとめていくのは、部長の役割でございまして、お示ししてる案の支所におきましても、支所部長が支所間での連携、業務の標準化とかですね、それから課題の解決において、連携を取っていけるように、その取りまとめ役として、担当部長がいた方が、業務をまわしていくのに適当であろうということで、今回、担当部長を配置しようとしております。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 すいません。だから要するに、本庁で課長同士で連携とることはないことで部長にいったん上げて部長が全部課の連携を取るっていうことですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 そうではございません。課長どうしても話はしますけれど、やっぱり部の統括者の部長と一緒に課を超えた案件になりますので、部長も一緒に話をして、それぞれ複数の課が対応する課題については、課を超えた部分については部長のところ、一緒に調整をしていくということです。一つの課で、ちょっと対応できない部分については、複数の課が対応するようになりますけど、その業務の範囲外の部分のところについては、調整役として部長が対応していくということが必要な場面があるかと思えます。

○横光委員長 中原副委員長。

○中原副委員長 支所長が今度課長クラスになって、その課長の範疇、支所以外で超えることがあるんですか。作木支所の課長さんがおって、今言っちゃったら、支所間を超える話が出たときには部長がいるんなら、この課長は支所を超えた話も考えるということですか。仕事が増えるんですか。

○横光委員長 笹岡部長。

○笹岡部長 さっき申し上げましたのは、本庁の課の話でありまして、支所の方は支所長が、その支所の管内のことは、責任を持って対応して参りますんで、支所間で地域が近いことで、支所間で連携をした方が効果的な事案とかございましたら、担当の部長がその連携の役目を果たしていくと

いう考えです。

○横光委員長 他にないようですんで私の方から一つ。合併当時、支所を置くときに、部長、次長、局長級、そして課長級ということがあったときに、当時の町村長、助役等々が部長決めなきゃいかんということがあって、部長級になったという経緯があると思います。当時は三和支所だったら21人おりましたから、それが、今回の説明の中で、セブンイレブン等での電子決済とかこれを使うとか電子決済があって業務量が減ったということがありました。それは今21人だったのが11人ぐらいになっているということで、ある程度その点については、本当に下で主任とか主事とかいうところで働いていらっしゃる皆さんがたの業務量が減ったということなんですね。そのことによって、管理職の課長級の次長と支所長減らす。それを1人にしていいという判断はどこにあるんだろうかというのが1点と。

いうことと、もう一つは、支所部を作るというこれはどうなんだろうかということなんで。地方自治法の第158条の中には、2項の中に普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成にあたっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素、かつ効率的なものとなるよう、十分配慮しなければならないということになっておりますけども今話を聞かしていただくと、支所長はある程度の権限を持って、その関連のこと物事をやるんですよ。じゃあ支所部長の存在は何なんだろうかということなんですね。これ簡素になってるのか。効率的になってるかといえば、真逆のことになっているということになるんですね。やっぱり直轄に、例えば支所から本庁へ行って話をするということが、簡素的にまた仕事の話も早いんじゃないか、迅速にできるんじゃないかということがいえるんじゃないかということがいえると思います。地方自治法的にはちょっと反対の方向いっとるんじゃないか。そこへ一段階支所部長おることが足かせになってるんじゃないかということはいえるんじゃないかというふうに思うんですが、どのようにお考えなのか。

笹岡部長。

○笹岡部長 業務量の方ですが、やっぱり職員数も減ってるということも含めまして、業務量としては、合併時に比べたら職員管理の面も含めてですね、減っているというふうに考えております。それから、簡素な組織にという部分では、組織の機構上の図面としては一つ支所部というのが、増えるような形ですけど、実際の職員の配置で言いますと、配置してる職員としては、部長級の支所長から課長級の支所長に変えることで、その支所自体での職員の配置する職員の階層で言いますと、一つ階層が減ってるということで、そういった面では、簡素な組織から逆行してることにはならないと考えます。

○横光委員長 それはですね。机上の世界の中の話であって、実際の業務を行うときにどうだろうか。実際にシミュレーションされたんだろうかどうかというのがちょっと疑問な点があるんですよ。やはり、支所部長があることによって、支所長が本庁行ってすぐ話をしたときに、すぐ受けとめてもらえるのかどうか。支所部長通して話をしてこなきゃいけないんじゃないかということになってくると、その仕事がどんなにできるだろうか。支所部長つかまらんと仕事が前進まないということなんですね。自分のところへ支所部長がおって、その部長職ならすぐ本庁へ行って話ができますが、三和町の場合だったら、例えばあと3ヶ所あるわけですから。問題があったらそこへ行って

から話をすると。その時にじゃあ支所はどうだろうか。管理職は誰もいないよな。そのときの大変さはどうなんだろうか。今だったら次長がおって、支所長がおりますから、管理職1人いるから、何か時の対応というのはある程度できるだろう。今度、管理職1人になるわけね。そこの大変さというのは、シミュレーションしたことがあるんだろうかどうだろう。そこらの関係はどう考えていらっしゃるのかというのは、ちょっと伺えればというふうに思うんですが。

笹岡部長。

○笹岡部長 支所長が本庁にいう意見とか、その業務の取り話をする場合に必ずしもすべて担当部長が必須の案件でもないかと思いますが、担当部長の方は支所長で対応できないようなものについての対応が主になろうかと思っております。

支所へ管理職が一時的に不在になる可能性が、本庁へその支所長が出かけたときに、それはあるかと思えますけど、それは現行でも、支所長と支所次長がやっぱり案件によっては2人で本庁に移動する必要がある場合などはやっぱり同じような状況はあろうかと思えますので、そのところは、係長を中心にですね、現在の支所の職員で対応してもらっているというふうに考えております。

○横光委員長 大体わかるんですよ。頭ん中でわかりますよ。でも実際問題、空席になる頻度は多くなるということが1点あると。もう一つは、支所長で部長のどこへすぐ、担当部長のどこ行って話ができるというふうになれば、支所部長というのは必要ないじゃない。どういうことがあるのかと、もう一つ一点言えば、担当部長は、支所長がおいでになるときに課長職ですから支所部長通してこいよ。いうことはないのか。担当部長によってその対応が違ってくることがあるんじゃないか。いうこともあろうと思うんですね。そこのところはしっかりしていかないと、なかなか難しさいうのがあるんで。支所部長おるがゆえにそういうこと起きてくることもあると思うんですね。そういうことは絶対ないのか。そこがちょっと非常に実際問題考えるときに心配するんですね。それは元支所長経験者としてすごい思います。いかがでございましょうか。

笹岡部長。

○笹岡部長 今回の配置しようとする担当部長の任務として支所間の課題の解決に当たることで言いますと、すべてに担当部長が一緒がいいのかもしれませんが、責任を持つ立場の支所長が、支所管内の一義的な課題解決、事業の実施について責任者として対応するわけでございますので、本庁において支所長からそういう相談があった場合に、今言われたようなですね担当部長が、支所の担当部長がないから、話は聞かないとか、そういったことはないと考えております。

それから不在になるケースが多かった場合は、今本庁でもオンラインでの対応というのもできますので、一緒の図面を見たり、画面を通じてでもですね、一緒の資料を見たりして協議をするということは可能であろうと思います。

○横光委員長 他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようでしたら、以上で議案に対する質疑を終了としたいというふうに思っております。

経営企画部の皆さんありがとうございました。

ここで皆さんにちょっとお諮りしたいと思うんですけども、すべての議案の審査が終了後です

ね、やっぱり論点をはっきりして、それから議論を深めたいというふうに思っておりますので、自由討議を行いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それじゃすべての議案が終了しまして、質疑が終了した後に、自由討議を行いたいというふうに思っております。

それでは最後に、議案第118号工事請負契約の一部の変更についてを審査いたし行います。執行部の説明を求めます。

山田危機管理監。

○山田危機管理監 それでは、危機管理監が所管いたします議案第118号工事請負契約の一部変更について説明させていただきます。

本案は、上志和地排水機場長寿命化整備事業につきまして、株式会社山産広島支店と締結しております工事請負契約を変更するもので、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をいただくためご審議いただこうとするものです。

その内容は、請負金額2億3,320万円から、2億6,141万7,200円に変更し、当初予定では令和7年度に実施予定でありました真空ポンプ等の補機類更新工事を前倒して実施しようとするものです。なお、補機類更新工事の追加に伴い年度内での当初契約分、ポンプ分解整備、電気設備更新の出来高が上がらない可能性があることから、9月定例議会で補正させていただいた、6,900万円について明許繰越の補正をお願いしております。

以上、よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。

○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようでございますので、以上で議案第118号に係る質疑を終了いたします。危機管理監の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。

再開は14時10分とさせていただきますと思います。

—14:00 休憩—

—14:10 再開—

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

それでは先ほど申し上げましたように、議案第109号三次市行政組織条例の一部を改正する条例案に対して、総務常任委員会として自由討議を行っていきたいと思います。先ほどの質疑の中では、不安材料等々についての質問というのが多かったようでございますが、いや、これでもいいんですよという意見もあろうと思いますので、皆さんのご意見をお聞きしたいというふうに思っています。それでは発言をお願いいたします。

小田委員。

○小田委員 事前調査のところでも申し上げましたけれども、この組織図、要は支所がなくなるわけでもないし、支所機能が失われるわけでもなし。この支所、今現在だったら支所長は部長級のところに位置されておりますので、部長会議を行うときには支所からこちらに出向いてこなければならぬし、定例議会の時には当然議場のほうに座らなければならないという事案が出ている。いうことで、ある意味、支所で働く人材が1名どうしても議会の方に引っ張られてる。という状況にあるのかというふうにも思います。

そういう形でしたときに、確かに新聞等で支所のところのあれがどうかされたら、ちょっと一瞬あれっと思われるかもわからないですけども、先ほど執行部も説明していたように、支所長はそのままいる。ただ、役付きが部長から課長に変わるだけであって、何ら心配するところは、私はないように思います。

事前調査の時にも申しましたけども、合併するとき、やっぱり自分たちの町は自分たちの手だというふうな形でやろうという形をして自治組織が編成されて19の自治組織がある。

ただし、支所以外のところの自治組織というものは支所と一緒にということは、できません。そういうことから考えると、一つの三次市というものをこれから作っていく上で、ある意味一つになって三次の町を作っていくというのであれば、この組織図の中でやっていけても全然、何ら問題はないというふうに私は思います。

ただ、支所部というところに関しては若干違和感がございます。でも支所がこういう形で部長付から課長の役付きになるということに関して、今の体制でいくというのは何ら問題はないと。前も言いましたけど旧三次市の中ではこういう支所がないわけですから。

そういうふうなことも考えていくと、こういうもので私は本当に何ら問題はないというふうに考えます。

○横光委員長 他にご意見ございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今、小田委員から何ら問題はないということがあったんですけども、実際、先ほどの答弁を伺う中で、実際人員が減るっていうこと等は、もうすでに何らかの影響があるっていうことではないかと私は思うんですけども、それに伴って住民の方の不安っていうものが浮き彫りになっているっていう部分からすれば、先ほども少し伝えたんですけども、本当に市が思っているよりかは、市民の人たちの不安が大きいついていう部分をやっぱり市はそんなに重要にとらえてらっしゃらないってことをすごく感じたんですね。

やはり最上位条例のまちゆめ基本条例の中にもあるように、ちゃんと市と住民と議会がこういう大切なことに関してはきちんと議論するというか、ちゃんとお互い情報、共有して、それに関して議論する時間が果たしてあったのかっていう部分を考えると、余りにも議会に出された時期もすごく短かったですし、ここの協議に至るまでにすごく時間がなかったですし、告示日議運の時に上程があってその次の午後からの全員協議会で説明っていうような状況もあって、さらにそれを住民の人たちは新聞で知るといような、本当にこれが住民に寄り添った情報公開の仕方なのかっていう部分や、この協議が十分足りたのかっていう部分に関しては、私はもう少し行政として住民に寄

り添った姿勢っていうのが足りてなかったんじゃないかっていうふうには思います。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 人数が減るどうのこうのというのがありましたけども、本庁の職員ですら人数が減ってきている中で、今から先の行政運営をする中で、全体の職員数の中からどういうふうに割り振っていくかというのは、それは執行部としては考えていかな、いけんことだろうと思います。今、住民とのやりとりが云々かんぬんってありましたけども先ほども言いました。支所長がいなくなるわけではない。支所がなくなるわけではない。ただ、支所長の役付が部長から課長に変わるだけのことであって、部長会議をするからってというふうに言った時に、本庁に出てこなくてもいいわけですよ。支所においてまだ仕事ができる。

そういうふうなことを考えて、なんでそこが、そりゃ、変な話ですけど自分たちのまちづくり、住民の人が不安を持つ不安を持つって言うけども、じゃあどの不安を、どういう不安があって、なぜ支所長が部長でないといけないのかという理由がどこにあるんだろう。反対に言えば、僕はそういうふうに思います。なんでそれだったら、今度なる支所長、課長が今までと同じようにできますよって執行部言うとするんだから、こういう権限はもうありませんよというふうにとるわけじゃないんだから。だから何でそれが部長のクラスでないといけないんですかっていうふうに、言いたくなる。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 今ちょっと違うと思う。部長会議があるんじゃないけ、部長会議へ出て、これは三次の方針やら、重要な案件をやるわけじゃけ。そこへ部長がおって、自分の地域の意見を言うのは当たり前前で、部長会に出られんという話になる。部長はちゃんと各支所へおって、自分の地域の課題を部長会でしゃべって、その三次市の行政の執行をやるべきだと思うよ、これは部長おらないけんと思うよ、課長じゃ出てこれんよ部長会には。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 北部統括部長がおるじゃないすか。南部統括部長も。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 だから、それぞれにおらにゃいけんよ。行政サービスはね、やっぱり安定的に提供せにゃいけんのじゃけ、市民に対して、今、安定的にかろうじてよ、部長おいでかろうじてやるんだけど、これを部長職を取ってしまって、部長がそういう発言はできないとか、そういう権限がないようなことにすれば、やはり縮小すると思うよ。

だから、より行政サービスを安定的に本当は拡充して欲しいけど、安定的に提供するとすれば効率的に運営しようとするれば、やはり部長職がちゃんとおって、市が方針決めるときには、ちゃんとそれぞれの地域の課題を言わにゃいけんけども、そういうことができんようになるんじゃないかなという心配はする。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 今のこの示された案では、北部を担当する支所部長がおるわけですよ、南部を担当する支所部長が。それが、その話を聞いて届ければ何ら問題じゃないんじゃないですか。と私は思い

ますよ。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 僕がたまに民間の話をする時、市役所民間とは違うんだって言われることもあるんですけど。この市役所、ここは本社としましょう。そしたら支所が各支店、大体、どういった職種においても大体支店長というのは課長級がいて、統括部長というのが配置されて、今回、その組織図を見ながらそういったイメージで見さしていただいている中で、説明を聞いて、実際に私も身近に支所がありますから、そこでちょこちょこ顔出させていただいて業務とかも一緒に見させていただったり、もちろん災害の時も一緒に経験もさしてもらいましたし、あと地域の祭りなんかでいろいろお手伝いしていただいているところとかも拝見させていただいたりして、説明をいただいたのと今までのこの20年前はもうそうだったかもしれませんけど。

私が議員になってからこの8年間、見さしていただいた中で、今回の説明を聞いて私の経験をすり合わせたら、機能低下には繋がっていかないだろうというふうに、この組織変更によって機能が低下することは絶対ないというふうに思いますし、あと人口減少に何とか歯止めをかけるために残さないといけんっていうロジックもあるかもしれませんが、私は逆に人口が減ってきてるんだから、それはもちろん人数が減るのも当然であって、あと業務量もこないだも調査研究のときにちらっと言いましたけど、今執行部の方では業務量が実際どれぐらい減ったかというエビデンス持っておられると思うんです。それ資料としていただいてませんけど。でもそういった中で、これを余りに不安だ不安だというふうに言うのではなくてですね、これは前向きな改革であって、これからの三次市の方向性、10年後をですね、見据えた方向性なんだなというふうに解釈して、しっかりそれを我々が逆に監視して行って、これ、もちろん駄目だったらもっと改善策というのを考えていくというふうな形に前向きに考えていかないといけないんじゃないかなというふうに、合併20年という転換期という部分からも考えて、さっき私も言いましたけど自分の固定観念概念とかそういったのは一旦置いて、新しい形で、ちょっと思考を変えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いながら、今回この議案に当たり当たらせていただいとるというのが私の思いです。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 機能低下とか転換期とか、転換期というのは、誰も今が転換期とかいうて思うとるわけじゃないし。人それぞれのとらえ方で行政が転換期だというんだったらそうか知らんけども。何をもって転換期、20という数字をもって転換期というのはいかがなものかなというふうに思います。それと、機能低下ということは私は思ってません。機能低下というよりも機能混乱になるというふうに思ってるんです。

先ほど言いましたように、柵が一つ増えるということによって、やっぱりそこら辺のパイプが、どうですかね、一つ段階を踏まにゃいけんというようなことで、先ほどの審査の中で横光委員長も言われましたけども、地方自治法の158条ですか。その2項にですね、この組織編成再編をするときはですね。首長というのは、やっぱり事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと。簡素ではなくなるんですよ。結局、支所部というのをつくれば、柵が一つ増えての複雑になると。効率的でもなくなると。

やっぱり一番私たちが心配しなくちゃいけないというのは、先ほど言いましたように災害時の対応ということが非常に懸念されるんですこの形ではですね。

やっぱり今と同じような形で、支所長、部長という中でやるというのが、一番効率的に物事が行っていけるというふうに私は思います。この20年を通して、特にそうに思いますね。20年経ったから変えにゃいけないということはサラサラ思いません。思わないというよりも、ますます災害、平成30年の災害の時なんか特にそうですね。支所があったからあの程度で、3年かけて4年ずれ込んだ災害復旧のところもあったんですけども、本庁一本だけであったんじゃどうにもならんですよ。ああいう甚大な災害が、近年多発しておるということもある程度想定してから、この組織的なところは考えていかなきゃいけないというふうに思います。支所部というのを作ることによつての煩雑さというのが出てくるというふうに思います。そこまで部長がよう対応しきれんと思います。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 今いろいろ議論になってると思うんですけども、結局1番住民の方を不安にさせてしまった要因っていうものを考えると、やっぱりきちんと丁寧な説明、先ほど藤井委員おっしゃったように大丈夫なんだよっていう、じゃあその大丈夫の理屈がどうなのかっていうのをきちんと住民に説明しないまま、新聞報道で知ってしまうっていうことが、さらにその不安を駆り立てたりだとか、あとはこうなってしまうんじゃないかっていうようなことに繋がっていると思うんですけど、その手順っていう部分に関して私は一番今回の再編のこの条例変更の問題点だと思うんですけども、先ほども横光委員長もおっしゃられたようにちょっと机上の空論になっていないかっていう部分に関して、市も市民に寄り添った形で議論を進めていく方法っていうその方法をもう1回見直す必要があるんじゃないかっていうふうに思います。

中にはもちろんいろいろな人口も減っていつている、でも課題はどんどんやっぱり周辺部の方も抱えられている課題ってすごく大きくなってきていると思うんですよ、だから高齢化もして若い人が出て、じゃ誰が獣害を対策するのかとか、やっぱりどんどん不安も高齢化していくことによって、不安も大きくなっていく中で、やっぱりこういうことがあると、さらにそれも知らされないままこうやってポンて出されるとやっぱりさらに不安を煽ると思うんですよ。だから何が変わるのか、きちんと丁寧に理解してもらってちゃんと説明をするべきだと私は思うのでその部分が論点じゃないかなというふうに思います。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 社会情勢の変化で、人口減少とか地域に課題が少なくなっておる。支所で対応するのは、だんだんと業務量が縮小されていっとるんじゃないかということでの意見があったんですけど、私は支所の動き方一つでそれはやっぱり考えにゃいけないと思うんですよ。今までと同じように用事があったら来てくださいよと。道路の関係がこうだから直してくださいよとか、イノシシの関係はこうだから来てください、ただそれだけに対応する窓口業務で対応するんだったらそういう面はあるかわからんですけども、でも地域づくりというのは一番メインとしてから支所がやるということになれば、やはりこちらから行政から出向いて行って、自治連と一緒に出向いていく部分でもですね、やっぱりそれぞれの地域課題というのがあると思うんです。

議会だって、今の19の自治連は歩いてからか、課題があったということで、今からまとめてくるわけなんですけども。やっぱりそういう支所としての本来の機能を発揮しようと思ったらまだまだやることがある。それをだんだんだんだん、縮こまっていこうということを一見見直さないといけないと思います。そこら辺で支所の機能というのは、ますます今から大切になってくると思います。空き家の関係にしたって、人口減少の関係にしたって。やっぱりそこら辺の対応をですね、行政が中心になって地域住民と一緒にやっていくという形を作っていかなきゃいけない。

それを業務量が減るところだけ、今の現象だけ見てからそれがずっと続いていくようにはとらえちゃいけないと思います。これを契機に支所のあり方も考えていけばいいと思います。

業務のこともですね、まだまだやることはあると。

○横光委員長 齊木委員。

○齊木委員 先ほどから皆さんそれぞれ一理あると思うんです。だけど、これまでですね支所ごとの課題とかいうものは、支所長を通して本庁の方へ話が通じたりしてきとったんですが、この支所部の北部、南部ですか。これ、支所長それぞれ一つの枠の中に書いてありますけども、これはっきり責任、常駐する場所とか、何かというのが決められとると思いますけど、私この支所部のどこへ、北部と南部をそれぞれ枠を別にしてですね、ちゃんと責任を。担当の責任を明確にされた方がいいと思います。だから北部担当は君田、布野、作木これ線が入ると。ただ、南部の場合は、吉舎、三良坂、三和、甲奴それに線が入ると、そういう形の責任をはっきりとさせて、支所長と部長、それが常に密接に、朝の朝刊といいますか、これまでは支所長が全部訓示をされておられるようですけど、今度、課長級の支所長が今度は訓示をされるような、伝達をですねされるような形になると思いますが、部長の職務というものははっきりさせてもらった方が、皆さんにもわかりやすい。先ほども言われたように、この支所、私らもなるべく出された案件については、前向きに考えたいとは思いますが、地域への説明ももう少し加える必要があると思います。お前らが勝手に、議会が勝手に賛成して部署減らしたじゃないかというような形にもなると思いますけども、やっぱり地域の住民の方にですね、この訳の説明のほどはやっぱりはっきりもう少し時間をかけてやっていただきたいとは思いますが。

○横光委員長 他にございませんか。

中原副委員長。

○中原副委員長。

先ほど、支所の新しい支所長ができる仕事というのは、十分課長職で対応できると言われたんで、それだったらその支所部がどういう役割なんかいうところをちょっと自分が思ったんで、ちょっと何回も聞かしてもらったんですけど、地域振興というか新しい地域共創部のところと今の支所の新しい支所長とが連携とってできるんじゃないかなという部分もちょっとあったんで、ましてや2人ということだと、最初、宍戸委員が言われたようにその人数の関係でも、やっぱり南部の方が1人で大丈夫なんかという部分も、ちょっとあったりしたんで、ちょっとその辺が、ちょっと気になったなど。人数が少なくなるとかいうのは僕らの範疇じゃないと、全体が減ったりとかいうのはまた別の話だと思うんで。ちょっとその支所部というところの観点ではそういうふうには先ほど

言われたように今僕がちょっと答弁を聞くのに、支所の新しい支所長でも十分できるんだけど部長おくことによってというような、ちょっとその辺がちょっとうまく自分の頭で整理できなかったんでそう感じました。以上です。

○横光委員長 今、聞かしていただいていますね。論点的には支所長は本庁の部長会議出席せんから情報が素直に入ってこないっていうのはやっぱり一つは、オンライン会議等々があるんで、これは有効に活用するという事の中では、本庁の部長会議をしっかりとその支所へつないでやることである程度クリアできるだろうというふうに思うわけでございますけども、一つはですね、185条の2項の支所部の存在というのが、業務を混乱させるんじゃないかっていうのが、私は大きな論点じゃないかなというふうな思いを持っておるんですが、その点について、1ランク足かせがあるというところありますが、そこをとおしてもいいものと、とおさんでもいいもんがあるということは、やっぱり混乱するんじゃないかということがあるんですね。もう一つは、その支所部の部長になられた2人の方の存在がどうなんだろうかということが、一つこの条例の中の大きな論点かなというふうな思いがありますんで、その点についてまた皆さんの方でご意見があればお聞かせいただければというふうに思うんですが、いかがでございますでしょうか。

齊木委員。

○齊木委員 先ほどの支所部長の権限、役割。これはやっぱりはっきりみんながわかるような形は取って欲しいと思います。でないですね、支所の支所長、それぞれの支所にしても、責任の分野を支所長単位にはできませんし、部長そのものがやっぱり深く支所の課題ですか、そういうものはっきりきちっと把握できるということは、一番、必要なことだと思うんで。誰もが、その部長の役割というものが把握できるようなことは、はっきり決め、表に出してもらいたいと思います。

○横光委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 人員配置に関してもそうなんですけれども、先ほど宍戸委員も言われたように、今もう社会情勢も変わっていている中で、支所のあり方っていうのが、そもそもはどういうふうなあり方でもう20年合併して、支所ができて20年、変わらず地域づくり係っていう係でやってきてると思うんですけど、じゃあその役割に関して、支所の役割ですよ、地域との関係性の中でどういった役割を果たしていくのかっていうところで、やっとその支所部長、支所部であったり、もう部の部長が二名でいいんじゃないかっていうような議論になっていく。本来はそうあるべきだと思うんですけども、そのあたりやっぱりもう1回この支所のあり方っていうところをしっかりと見直す、今からの時代に合わせて見直す必要っていうのがあるんじゃないかなっていうふうには思いません。

私が集落支援員の時も、やはり支所の農集落支援員は本当に地域の支所の方と一緒に空き家対策にもすごくきめ細かに支所の職員さんと連携して取り組まれていたっていうのをすごく聞いていてですね。やっぱり中心部、私たちが住んでるところの方がちょっと大丈夫かなっていうようなぐらい、やはりすごく連携をうまく密にとってらっしゃったので、やっぱりそういう部分に関しても、今からまだまだ空き家だって出てきますし、獣害対策だって大変な状況になってきているのを私たちもずっと19自治連回って聞いてきているので、じゃあ支所の職務っていう部分がどうなのかって

いうところからバックキャストिंगして、2名でいいんじゃないかっていうところならわかるんですけど、ちょっとそのあたりが明確になってない中で、人員が本当に南部と北部でその支所部長でいいのかっていうところは、疑問が残るところだと思います。

○横光委員長 竹原委員。

○竹原委員 10年の総合計画、評価と課題ということでいろいろ議論も、あったんだろうと思いますが、要するに十年間で人口が周辺減ってきたわけで。その中において支所機能というのはどうだったのか見たときに、ええことになっとらんかったけこういう結果よ。だからちゃんと支所機能が発揮されて、人口減に対応してきたんならまだええけど。良くなっとらんのにさらにまたそれを縮小するということならば、さらに人口減に拍車をかけるというふうには私は思うんですよね。ですから今からやるべきことは、この人口減をどう受けとめて、地域の活性化を継続していくんかということが課題だと思うんで。やはり支所機能というのは、本当は強化したいけど今の段階では今の機能をね、しっかり機能化して、そうした課題に取り組むべきだというふうに思います。

○横光委員長 藤井委員。

○藤井委員 今の竹原委員のお話しいでしたら、支所がしっかりしとらんかったけ人口が減ったというのはちょっと違う。違うというか、その時々で民主主義で決まった方針で、これ、その時の首長とか、政治とか、議会とかそういうこと言うともう、市民全体でのことであって、それが今そういう方向にいとることであって、それが支所機能がどうのこうい話されるとちょっとあれなんですけど、何ていうんすかね、宍戸委員が言われたようにこれからのまちづくりを考えるために支所はもっと機能アップするべきだっていうふうな発言もあったと思いますし、今徳岡委員も今後どうあるべきかを考えて、どうするか、それ考えてって言ったらまたちょっと研究する時間がかかってしまうと思うんですけど、それだったらまた、各支所、昔の役場規模に戻せとか、そういう、話になってしまってもあれなんで、私は今回のこの組織図で、何一つ変わってないと思うんです。何も変わってない。今までのやり方と、ただ、部長が、部長の列が、ちょっとこっちへ出とるだけで、何一つ変わってないと思う。ただあとは庁内の意見の取りまとめとか、そういったのを風通しをしっかりとやってくれば問題ないと私は思うんです。そこら辺が、不安を感じておられる方に、伝わるかどうかなんですけど、組織的には本当にこれで、極論を言えばですよ、混乱を。確かに混乱はしますよ。見た見目でね。あと憶測でいろいろ話をすると、混乱を避けるためには、もう思い切って、南北の部長これ取り払った形で出されたら、わかりやすかったなというのがあるんです。だけど、それを万が一の時のために、私は、統括部長を残したんだろうというふうにはない。見させていただいて、それを残したということは、全く、全くとは言いませんけど、機能的には、変わるもんじゃないというふうに。見させていただいてるんで。もちろんそこでもし、今後問題があるようなことがあればですね、そこらは我々が目光らしてしっかり見みていくというのが大事なんじゃないかなというふうに思うんですが。以上です。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 先ほど来から言っておりますけども。19の住民自治組織がある。7つのところは支所がある。あと12の自治組織には支所はない。十日市とか三次とか八次というのはそれは本庁に近い

ところの自治組織でありますし、人口もそれぞれにおるでしょうけども、それ以外のところというのは支所を別に持っておらず、けども、自分たちのまちづくりを頑張ろうっていうところもあるわけです。そういうところの整合性というかね、そういったことも考えたときに、先ほど言いましたこの支所がなくなるわけじゃないし、それ、まちづくりをやらん言うわけでもないわけだし、本当変わってないんじゃないかと、むしろ今言ったそれ以外の、自治組織12の実施組織、その意見をしっかりと聞くように執行部のところのまちづくりサポートセンターですか、そういうとこなんかしっかりと機能してもらうように、取り組んでいていただきたいなというふうに思うわけです。例えばこの分だったら、七つのこれ支所の部長になりますけども、自治連合会に対しては、2人の今回提案されてるんですよ、2人の部長はいるけども、残りの12の自治組織に対しては、地域共創部の1人の部長しかおらんと。いうふうな形になるわけなんで、その辺のところもしっかりと今、今後は取り組んでいくように僕は執行部の方には言いたいと思います。

○横光委員長 先ほど申しあげましたけども、この論点というのはですね、一つは支所部の存在ということだというふうに思うんですよ。ですから、支所部があることによって混乱するんじゃないか。むしろ無くなった方がいいんじゃないかというので、その方が直轄に支所と本庁が繋がっていくんじゃないか。いうことが一つの大きな論点じゃないかなと。私は思うんで、後の地域づくり的なものについては、先ほど言われたように、いろいろありましょ。支所管内というのは、かなりの広範囲を持つてるから支所というのが一つ存在するというのはあろうと。旧自治体ということがあるし、広範囲であるというので、支所というのがあるだろうというふうに思っておりますが、今回の条例の中での大きな論点というのはやっぱりその支所部を創設することによって、そこを通すことの混乱ということが一つの論点かなというふうに私もとらえておりますが。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 確かにそういう意味から、全部の自治組織、私は自治組織をすごく気にしとるんで、それが地域共創部に全部一本にボンと繋がるような形の方が、それは見やすい考え方かなという気もします。むしろこの支所部残すことによって、先ほど来から言ってますけど三次を一つの町として一つのみんなで頑張って人口減少少子高齢化のまちを頑張っていこうやいうのが、いつまでも一本にならんのではないかないうふうな気もするんで、そういう意味からすると簡単にする方がそりゃ良いのかなとは思いますが。他にございませんか。意見がないようございまして、一応自由討議を閉じさせていただきたいと思えます。ここで暫時休憩としたいと思います。

再開は14時55分とします。

—14：45 休憩—

—14：55 再開—

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま宍戸委員から、三次市議会会議規則第99条の規定により、修正案が提出されました。その案は、タブレットの総務常任委員会の修正案のフォルダに掲載しておりますので、ご通知いたします。次に議案第109号三次市行政組織条例の一部を改正する条例案の採決を行います。

先ほど報告しました通り、本案に対しましては、宍戸委員から修正案が提出されましたので、修

正案と議案第109号をあわせて議題といたします。修正案の説明を求めます。

宍戸委員。

○宍戸委員 議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案に対する修正案を提出させていただきました。修正する箇所について先に説明させていただきます。別紙に書いてあると思いますけども、第1条中というところから要は支所部というのは、執行部から提出されとる支所部を創設するということに対しては反対だということの1点だけです。中ほどにあります第14条を第15条とし、第6条から云々というところですね。第6条支所部において分掌する事務は概ね次の通りとするということで、支所の統括に関することということで、執行部提案では支所部を設けるといことなんですけども、それは削除ということですね。以下、下段にあります、第3条中というところの括弧及び三次市支所設置条例施行規則というところも残すということですね。

次に、裏面でありますけども、次のページに、第4条を削ると、これは課長、次長、支所次長、支所長の職名の関係を元と同じということでございます。ですから支所部というところの関係を削除することですので、この提案の理由というのは先ほど申し上げ、私が3点について申し上げたと思うんですけども、それに尽きるというふうに思います。

地方自治法の関係の、158条の第2項というところでありましたように、当該普通公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮をされなきゃならないということをもってですね、支所部を設けることによって簡素、効率的なものということにはならないということで、今ある状況の支所の体制でもってやるのが、迅速かつ効果的な事務執行ができる行政サービスができるというふうに思うところからです。一番やっぱり私が懸念するのは、平成30年度の豪雨災害による各支所の対応というのが、やはり先々起こる可能性が高いということから、災害対応等については現在の支所機能を維持するというので、それにおいては、執行部提案の支所部を設けるということは、複雑的な対応が予想されるということでの提案でございます。

さらには、この支所部を設けるということに対しての対象地域の皆さんのへの説明等が十分に行われてない段階での提案というのは、やはりいかがなものかなというところでございます。この関係については行政の手続きというところでやはり考えていただきたいというところで、一つの提案理由としております。

さらには、支所機能ということについて言えば支所機能の低下にならないという説明なんですけども、低下というよりも混乱を招く可能性があるということでもってですね、支所機能というのは、今現在の推移を見てということでもなしに、やはり今からの支所機能のあり方を考えれば、やはり条件不利地等の関係をどういうふうに克服していくかというような、地域住民と一緒に行政を進めていく地方自治を進めていく上においては、やはり市、地方、支所機能というのはですね、さらに高めていってもらわなきゃいけないんじゃないかなというところで、今ある支所機能、支所のあり方ということでそれは対応できるというふうに思います。その点においても支所部を設けることによる弊害というのは考えられるということで、改正、一部修正案の支所創設というところを削除させていただきたいということでございます。以上が提案理由でございます。

○横光委員長 以上で説明が終わりましたので、ここで一旦休憩をとらせていただきたいと思います。

す。再開は15時15分。

—15：05 休憩—

—15：15 再開—

○横光委員長 休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開いたします。それでは、これより修正案に対する質疑を行います。

小田委員。

○小田委員 組織図の中でちょっとこう、ちょっと説明してもらえれば非常にわかりやすいと思うんですが、文章だけじゃなくて、要はこの支所部をなくすということはわかったんですが、それをなくした後のこの支所、要は支所長、支所の扱いがこれがどういうふうな形として、この組織図の中でイメージすればいいのかをちょっと説明してもらえればというふうに思います。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 支所部という真ん中にあります北部担当部長、南部担当部長という黄色い枠の部分をなくすと。で、君田支所以下甲奴支所の黄色い部分が、今の支所部のところに上がるということですね。第4条の関係で言えば、給与表の第7号を支所長扱いにしたものを、改正では第7号には支所長が入らんと。ですから部長級のとらえ方をしないというのが執行部提案だったんですけども、支所長については部長対応ということになるということですね。じゃあ次長はどうなるのかという先はですね、それは執行部が今後考えるということなんで、そこまでのことは私の提案の中では言及できないというふうにご理解いただきたいと思います。

○横光委員長 小田委員。

○小田委員 ですから今の組織体制の部長体制のままというところへ戻すということですね、部長の数が今の今の感じ。

○横光委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 そういうことです。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ありませんね。それでは、これをもって質疑を終結いたします。

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案及び修正案について討論及び採決を行います。

まず、修正案に対する討論をお願いいたします。討論は修正案に反対、修正案に賛成交互に討論をお願いいたします。

小田委員。

○小田委員 組織図として、支所部がなくなることで自体はそんなに組織としてすっきりするということはいいのかもわかりませんが、支所をまた元の部長職のところへ戻していくということに関して言えば、私はどうも納得いかんという気がします。このままの組織図の中で、例えば地域振興部へ繋がっていくんだよというふうな形のものならあれなんだろうけども、元のままに支所が部長クラスに行くというふうな、先ほど来も言いましたけども、支所に繋がっていない12の自治連

組織。地域振興部，ここで言えばまちづくり交通課，そこを通してしか話が，執行部と行政と話せるラインとしてないという，それ以外はこの支所がやっていく，そういうふうな図式を考えたときに，今からはどんどんやっぱり三次として自分たちの町は自分たちの手で作ろうっていうふうなことからいくと，その三次市全体を考えていく上では，支所をなくすんじゃないんですから。そういう意味では，元の位置へ戻すというのはどうもしっくりこない。それはもう人事をどうするかというのは市長の方の権限ですんで，こっちがどうのこうのとは言えないんでしょうけども，元へ戻すというのはどうも納得がいかないところがあります。

○横光委員長 続いて修正案に賛成の方の討論をお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 修正案で賛成ということで，第1は何としても，その地域理解ができてないというのが第一番で，その説明も住民説明も不足しておりますし，それから基本的に支所機能がやはり低下していくということになれば，さらに過疎が進んでいくんじゃないかということもあるし，先ほどあったように，支所部を設けることによって一段階またいらぬ。組織の複雑化ということもあるんで今の修正案に賛成をいたします。以上です。

○横光委員長 続いて修正案に反対の立場の討論を求めます。

藤井委員。

○藤井委員 提案理由3点の，3点の部分でまず支所部があることによって簡素で効率的ではない。煩雑なことになるっていうふうなお話がある，僕はもう全くそう思ってなくて，逆に，支所部の南北の担当部長がこまめにそちらの方で支所長と綿密に意見を交わすことによって，ましてや，今のご時世，様々な会議の形もありますし，あとリモートで行うでありますとか，そういった技術もあるわけですから，逆にもう普段から支所長，自分の受け持ちの南北の所長と密に連絡がとり合える状態を作った上で，その後本庁での会議等に参加ができるというふうな意味では，そこまで煩雑になるというふうなことはないというふうな思うことと，あと2番目の災害対応とかそういったことに関しても，何ら今の体制と変わっていくというふうには，それがうまく機能しなくなるというふうには思えませんので，そこについても提案理由としてはちょっと体をなしてないかなと思ったりもします。3番目の地域の説明ができてないかというふうな話もですね。これは確かに聞いてないという話もあるんでしょうけれども，何ていうんすかね，たちまちその地域に対してこれ支所部ができることによって，大きな影響を及ぼすであるとか，これから支所の存続がどうであるとかいうふうな大きな話にですね発展するようなことではないというふうな判断で今回提案がされているというふうに理解しておりますんで，そういったことを理由に，一応，反対討論をさせていただきます。

○横光委員長 それでは次に，賛成討論ございますか。

徳岡委員。

○徳岡委員 賛成の立場で討論させていただきます。私もですね，先ほど宍戸委員の提案理由の説明の中にあつたようにですね，事前の説明。支所と協働してずっとまちづくりと一緒にされてきている自治連に対して，それで自治連管轄の住民の皆さんに対してのやはり丁寧な寄り添った説明っ

ていうものが欠けていたのではないかというふうに思いますので、やっぱり手続き論の部分でやっぱり十分でなかったのではと思っています。

さらに、先ほども申しましたけれども、まちゆめ基本条例の中の8条においては、市民協働という部分で市民と市議会及び市はそれぞれの役割と義務や責任に基づき目的と情報を共有し、信頼し合い対等な立場でともにまちづくりに取り組むこととしますという文言があります。

さらには情報の公開として、第10条には市民と市議会及び市はまちづくりについての情報はみんなの共有財産という認識に立ち速やかにわかりやすく情報の公開及び提供に努めなくてはなりませんという部分から、やはり新聞報道で地域の方が知るというのではなくて、きちんとそういった情報の公開という部分と、信頼し合い、対等な立場で今市長も共創という部分を掲げてらっしゃると思うんですけども、協働、共創という意味合いにおいては、やはりきちんとした説明というものが事前になされるべきだったかと思いますので私は修正案に賛成します。

○横光委員長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。これより、宍戸委員から提出された修正案について、挙手による採決を行います。本修正案に、賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございました。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本修正案は可決に決しました。

次に、ただいま可決に決した修正案の部分を除く原案について討論をお願いいたします。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。これより可決に決した修正の部分を除く原案を採決いたします。お諮りいたします。議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例案は、修正案の部分を除く原案を可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第109号は修正案の部分を除く原案は可決すべきものと決しました。

それではこれより議案第106号三次市遊休財産等活用促進条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り、可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。これより議案第107号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号指定管理者の選定について討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第118号工事請負契約の一部変更について討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見等についてお伺いしたいと思います。

意見のある方は挙手願います。

竹原委員。

○竹原委員 全体会でも申し上げましたが、やはり公共サービスの低下に繋がらないようにやはりしっかりとした運営管理をしていただきたいというふうに思います117号ですね。

○横光委員長 他にございませんか。

小田委員。

○小田委員 私もちよっと117号で、指定管理していただく物件の中に、過去3年間利用者ゼロというのが何ヶ所ありました。そういうところについて、今後しっかりとどうすべきなのかというのを考えていただきたいと。もうゼロというのは、1年間だけというならわかるんですけど、3年間ゼロということもありましたんで、コロナ禍というのもありましようけども、その辺のところをしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

○横光委員長 他にございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 議案第106号についてなんですけども三次市遊休財産等利活用促進条例なんですけどもこれは普通財産についてのことなんですけども、審査の中でも申し上げましたように、行政財産として塩漬けの土地になってる部分が長年あるということについて、これを行政財産として残すべきなんか普通財産に落としてこの条例の対応物件の対象にするのかというのですね、どっかの時点で検討してもらいたいというふうに思うんです。それが行政財産だからずっと土地取得特別会計のままで残しておくというのですね、いかがなものかなというふうに思いますんで。その検討をですね、しかるべき時期にやっていただくことをお願いしたいと思います。

○横光委員長 1年間いうのもありましたが、その付帯関連して考えるならばいいことですね他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 他にないようでしたら委員長報告をまとめさせていただきたいと思いますが、お諮りいたします。

委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認めます。それでは、正副委員長で調整ののち、タブレットに掲載させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしましたので、総務常任委員会を閉会といたします。

15時40分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年1月10日

総務常任委員会 委員長 横 光 春 市